第一項第二号ハ(2)	一万二百円	五千五百円	
	二万六百円	一万五百円	
第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円	
	一万四千五百円	七千五百円	
	一万七千五百円	九千円	
	二万円	一万円	
	二万二千五百円	一万千五百円	
	二万五千五百円	一万三千円	
	二万九千円	一万四千五百円	
第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円	
	三万二千円	一万六千円	
	三万八千円	一万九千円	
	四万四千円	二万二千円	
	五万五百円	二万五千五百円	
	五万七千円	二万八千五百円	
	六万四千円	三万二千円	
第一項第三号ロ	三万三千円	一万六千五百円	
	四万千円	二万五百円	
	四万九千円	二万四千五百円	
	五万七千円	二万八千五百円	
	六万五千五百円	三万三千円	
	七万四千円	三万七千円	
	八万三千円	四万千五百円	
第一項第四号	四千五百円	二千五百円	
	六千円	三千円	
第二項第一号	三千七百円	千八百円	
	四千七百円	二千三百円	
	六千三百円	三千二百円	
第二項第二号	五千二百円	二千六百円	
	六千三百円	三千二百円	
	八千円	四千円	

附則第十二条の三の次に次の二条を加える。

第十二条の四　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第百四十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、平成二十八年改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までにこの法律の施行地外において第百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の標準税率は、第百七十七条の七第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　総排気量が一リットル以下のもの　年額　二万九千五百円
二　総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの　年額　三万四千五百円
三　総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの　年額　三万九千五百円
四　総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの　年額　四万五千円
五　総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの　年額　五万千円
六　総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの　年額　五万八千円
七　総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの　年額　六万六千五百円
八　総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの　年額　七万六千五百円
九　総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの　年額　八万八千円
十　総排気量が六リットルを超えるもの　年額　十一万千円

2　第百七十七条の七第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車について準用する。

3　第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	三万三千九百円
第二号	三万四千五百円	三万九千六百円
第三号	三万九千五百円	四万五千四百円
第四号	四万五千円	五万千七百円
第五号	五万千円	五万八千六百円
第六号	五万八千円	六万六千七百円
第七号	六万六千五百円	七万六千四百円